

安芸市保育所移転統合に関する

【報告書】

令和7年4月

安芸市保育所移転統合検討委員会

【目 次】

□はじめに	1
-------	---

第1章. 保育所の現状と課題について

(1)－1 出生数・出生率の推移	2
(1)－2 0歳児～5歳児の推計人	2
(2)－1 入所児童数の推移	3
(2)－2 入所児童数の推計	3
(3) 開所時間等の状況	5
(4) 施設の状況	6
(5) 津波浸水想定区域内の保育所	6

第2章. 保育所として望ましいあり方について

(1) 検討委員会の審議経過	8
(2) 保育所として望ましいあり方	8

第3章. 移転・統合に向けた保育所の再編について

(1) 適正規模・適正配置について	11
(2) 保育所再編の方向性について	12
(3) 保育所再編についての付帯意見	14

□おわりに	15
-------	----

■資料編

資料1 保育所（園）・小中学校の位置図	1
資料2 安芸市保育所移転統合検討委員会設置要綱	2
資料3 安芸市保育所移転統合検討委員会委員名簿	4

はじめに

本検討委員会は、少子化に伴い、児童の減少が見込まれる中、現状を踏まえて将来の保育所の再編や適正配置等について、これまで5回にわたる検討・議論を重ねて本報告書を取りまとめるに至ったところであります。

これまでに、平成28年保幼小中移転統合検討委員会を組織し、現状を踏まえた適正な保育所数や保育サービスの検討を行い、今後の方向性が出されているところであります。

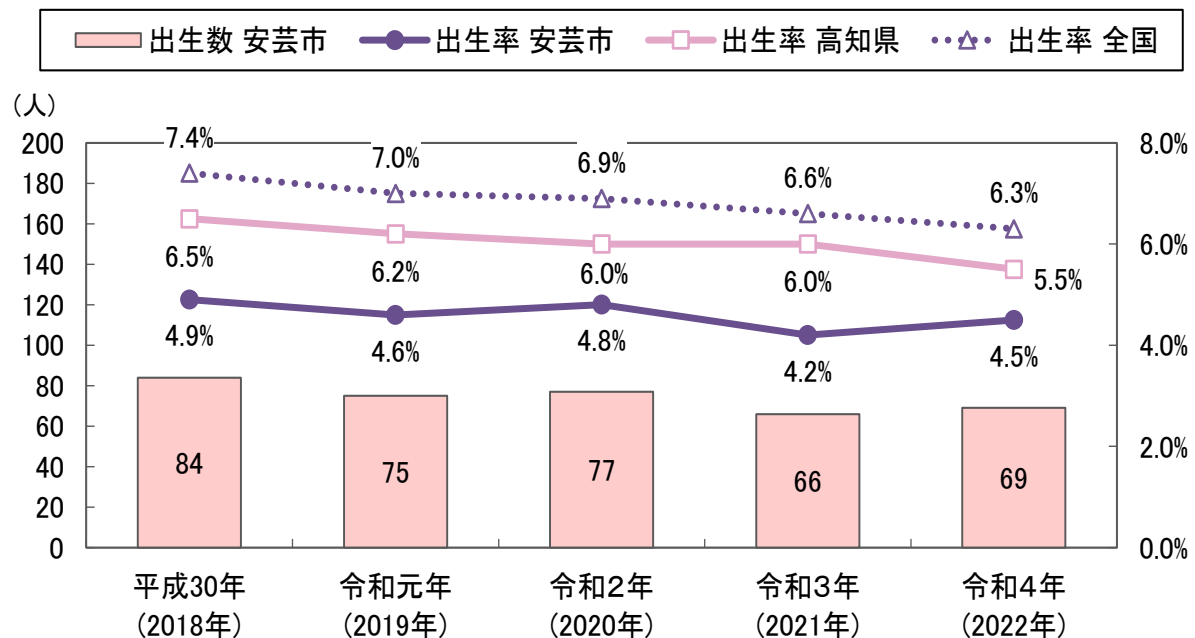
しかしながら、本市の少子化の現状は急速に進行しており、保育所においては、赤野保育所が令和7年度に休所し、ほか3保育所においても児童数は20人を下回っています。また今後30年以内に80%程度の確率で起こると想定されている南海トラフ地震により想定最大6.5メートルの津波が起こった際には、4保育所が浸水想定区域内に立地していることから、子どもたちの安全を第一に考えたうえで、子どもたちが豊かな人間関係を築き、集団生活を通して社会性を身につけるための教育・保育環境を確保することが早急な課題になっています。

本委員会の審議においては、これまで各保育所で地域の特色を生かし、地域と一緒に子育てをしてきた歴史を大事にしつつ、子どもたちが安全に、多様な人と関わりを持つこと、多様な保育サービスを求めるニーズが増加していることを踏まえて、立地場所、望ましい保育所のあり方を検討しました。

今後は、さらなる地域や関係者の皆様方の理解と協力を前提に、子どもたちの利益を最優先した保育所の規模や環境等について、本報告書を参考に保育所再編等の議論に活用していただき、その実現に向けて取り組みを進めていただけたらと委員一同、切に願っています。

第1章 保育所の現状と課題について

(1) - 1 出生数・出生率の推移 (H30～R4)



出典：人口動態統計、第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画

本市の出生数は平成30年から令和4年で年間60人から80人程度、出生率は4%台で推移しています。

(1) - 2 0歳児～5歳児の推計人口 (R7～R11)

単位：(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	58	56	54	53	51
1歳	58	59	57	55	54
2歳	60	59	60	58	56
3歳	70	59	58	59	57
4歳	74	70	59	58	59
5歳	69	74	70	59	58
総児童数	389	377	358	342	335

出典：第3期安芸市子ども・子育て支援事業計画

令和11年の0歳児から5歳児の推計人口は、令和11年には335人になり、令和7年の86.1%に減少しています。

(2) - 1 入所児童数の推移 (H30～R6)

単位：(人)

	保育所名	建設年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1	安芸おひさま保育所	H29年	100	105	121	125	139	132	135
2	穴内保育所	S58年	12	16	22	23	17	21	17
3	赤野保育所	S53年	16	15	15	14	9	8	6
4	井ノ口保育所	S55年	47	39	35	29	25	28	24
5	土居保育所	S54年	76	67	51	44	55	57	57
6	川北保育所	H 2年	28	20	17	20	18	17	20
7	伊尾木保育所	S57年	26	20	15	12	10	11	11
8	矢ノ丸保育園	乳 H11年 幼 H 8年	160	146	143	146	123	113	109
計			465	428	419	413	396	387	379

※各年度末 3 月 1 日現在の保育所入所児童数。

本市の保育所入所児童数は、安芸おひさま保育所では増加しているものの、全体としては、平成 30 年度の 465 人から令和 6 年度 379 人と 81.5%まで減少しています。

(2) - 2 入所児童数の推計 (R7～R11)

単位：(人)

	保育所名	R7	R8	R9	R10	R11
1	安芸おひさま保育所	134	130	130	130	130
2	穴内保育所	11	16	15	14	13
3	赤野保育所	0	0(8)	0(7)	0(7)	0(6)
4	井ノ口保育所	25	23	21	19	18
5	土居保育所	47	43	38	35	34
6	川北保育所	14	15	14	13	13
7	伊尾木保育所	14	10	9	9	8
8	矢ノ丸保育園	102	99	90	83	81
計		347	336	317	303	297

※第 3 期安芸市子ども・子育て支援事業計画の保育所入所児童数の見込み数から、安芸おひさま保育所の児童数を 130 人とした場合の各保育所の入所児童数推計。R7 年度は安芸おひさま保育所と矢ノ丸保育園は、R7.4.1 時点児童数実数に 0 歳児の最大受入人数を足した数。それ以外の保育所については R7.4.1 時点の実数。赤野保育所は R7 休所のため、R8 から R11 の児童数を 0 とし、他保育所へ児童を振り分けている。() 内は数値上の赤野保育所への入所児童数。

0 歳から 5 歳までの子どものうち保育所に入所している児童数の推計については、安芸おひさま保育所は高台にある建設年度の新しい保育所であるため、児童数の減少を考慮せず入所児童数を 130 人とする、それ以外の保育所の入所児童数の合計は令和 11 年で 167 人となっています。

【課題】●児童数の減少

児童数が 10 人前後の保育所が複数あり、遊びの工夫や保育士の関わり方の見直しなど少ない児童数の中で創意工夫しながら保育を行っています。

しかし、以前に比べ同年齢・異年齢児間の関わりは減少しており、互いに協力する、分担する、期待される行動や役割、ルールを理解するなどといった集団の一員としての立場や他者との関係を経験する機会を、どう保障していくのかといった課題があります。

【課題】●保育士数の不足

正職員、会計年度任用職員ともに、職員募集にも申し込みが少なく、限られた人材の中で運営をしています。

保育所に求められる機能や役割が多様化し、保育をめぐる課題も複雑化している中で、保育所が組織として保育の質の向上に取り組むとともに、一人一人の職員の主体的・協働的な資質・専門性の向上、職員の間観、子ども観などの相対的なものとして表れる人間性、職務を適切に遂行していくことに対する責任の自覚などの資質が求められています。

令和 6 年 4 月から 4・5 歳児については、従来の 30 人の児童に対して職員 1 人から、25 人の児童に対して 1 人に国の配置基準が見直される（当分の間従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置もあるため、本市は、4、5 歳児については、30 対 1 の職員配置基準を継続しています。）など、今後、より多くの保育所職員が求められると同時に保育の質を維持・向上させていかななくてはなりません、人材が限られる中では困難な状況になってきています。

■厚生労働省（児童福祉法の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

・「保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 25 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。」※一部抜粋

（令和 6 年 4 月 1 日施行 経過措置規定あり）

■高知県（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）

・国同様の基準を定め運用しています。

(3) 開所時間等の状況

保育所名	住 所	開所時間 (平日)	開所時間 (土曜日)	利用 定員	対象年齢
安芸おひさま保育所	西浜 570	7 : 30～18 : 30	7 : 30～18 : 30	135	0～5 歳 (生後 4 ヶ月から)
穴内保育所	穴内乙 1688	8 : 00～17 : 30	8 : 00～12 : 00	30	1～5 歳
赤野保育所	赤野乙 49-3	8 : 00～17 : 30	8 : 00～12 : 00	20	1～5 歳
井ノ口保育所	井ノ口乙 72	8 : 00～17 : 30	8 : 00～12 : 00	45	1～5 歳
土居保育所	土居 1056	8 : 00～18 : 00	8 : 00～12 : 00	70	1～5 歳
川北保育所	川北甲 2548-1	8 : 00～18 : 00	8 : 00～12 : 00	20	1～5 歳
伊尾木保育所	伊尾木 818	8 : 00～17 : 30	8 : 00～12 : 00	25	1～5 歳
矢ノ丸保育園	矢ノ丸 3-13-1	7 : 30～18 : 30 (延長保育 18 : 30～19 : 30)	7 : 30～18 : 30	100	0～5 歳 (生後 4 ヶ月から)

※利用定員は、面積等の基準により県が認める認可定員の範囲内で、利用実績や今後の利用見込みにより市が認めるもの。利用定員や保育士配置基準等を勘案し、各児童の保育所の利用を決定している。

保育所の利用時間は、法律により保育標準時間（1 日あたり 11 時間まで）と保育短時間（1 日あたり 8 時間まで）の区分に分かれています。

11 時間保育をおこなっている保育所は、延長保育時間を含めると 7 : 30 から 19 : 30 まで最大 12 時間保育を行っている矢ノ丸保育園と、7 : 30 から 18 : 30 まで最大 11 時間保育を行っている安芸おひさま保育所のみです。

また、土曜日保育について、矢ノ丸保育園と安芸おひさま保育所は 7 : 30 から 18 : 30 の 1 日保育を行っていますが、それ以外の保育所については午前中だけの保育となっています。

【課題】●保育サービス（開所時間等）のばらつき

保育所の開所時間にばらつきがあるため、就労時間に保育所の開所時間が合わないことから、地域の保育所以外の保育所を選択する家庭もあります。

すべての保育所で 11 時間保育を実施するためには、保育士の数が不足していることから、現状実施は困難です。

(4) 施設の状況

保育所名	建設年度	構造	階数	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	運動場面積 (㎡)	耐震診断・耐震工事
安芸おひさま保育所	H29 年	R	1	1,280	4,206	1,921	新耐震基準
穴内保育所	S58 年	R	1	349	1,032	405	新耐震基準
赤野保育所	S52 年	S	2	558	1,009	451	耐震補強要 →H23 年耐震補強済
井ノ口保育所	S55 年	S	1	726	3,535	2,517	耐震補強適
土居保育所	S54 年	R	1	738	3,666	2,619	耐震補強適
川北保育所	H2 年	R	1	690	3,529	476	新耐震基準
伊尾木保育所	S57 年	S	1	530	2,593	1,068	新耐震基準
矢ノ丸保育園	H7 年	R	1	1,031	2,262	1,764	新耐震基準
	H11 年	W	1	668	1,592	673	新耐震基準

構造の R 表示は鉄筋コンクリート造、S 表示は鉄骨造、W 表示は木造（保育所（園）台帳参照）

すべての保育所について新耐震基準に適合または耐震補強済みですが、屋根の雨漏りや漏水、外装、内装、プール等の老朽化に加え（安芸おひさま保育所を除く）、環境や社会の変化による暑さ対策や防犯・犯罪対策などが必要になってきています。

(5) 津波浸水想定区域内の保育所

施設名	児童数等 R7.1.1	標高	津波到達時間 (30cm 浸水深)	最大浸水深
赤野保育所	6 人	6.1m	30 分～40 分	5m～10m
土居保育所	57 人	13.2m	60 分以上	0.3m～1m
川北保育所	20 人	7.8m	60 分以上	5m～10m
矢ノ丸保育園	109 人	6.3m	60 分以上	5m～10m

全 8 保育所のうち 4 保育所が最大クラスの地震による津波浸水想定区域（以下「津波浸水想定区域」という。）内に立地しています。

特に川北保育所については、本市 2 大河川の間に立地し、周辺に高台がなく、避難場所である養護老人ホーム清香園まで、避難準備 10 分、徒歩移動 (0.5/秒、30m/分) で 30～40 分の計 40～50 分の避難時間を要します。

【課題】●施設の立地及び老朽化

津波浸水想定区域内に 4 保育所が立地しています。保育所ごとに午睡中、散歩中など様々な状況における避難訓練の実施、矢ノ丸保育園については、近隣の避難ビルに避難部屋を構えるなど対策はそれぞれ講じておりますが、保護者等からはより安全な保育環境が求められています。

また、安芸おひさま保育所以外の保育所については、建築から 40 年以上が経っているため施設の老朽化が進んでおり、優先順位をつけて修繕等対応している状況ですが、各保育所で同様の修繕や改修が必要になっているため、緊急度の見極めが困難になっています。

第2章 保育所として望ましいあり方について

(1) 検討委員会の審議経過

	開催日	協議事項等
第1回	令和6年6月25日	・これまでの保育所の建設・統合等の経過 ・人口推移 ・保育所の現状・課題 (入所児童数、職員数、開所時間等)
第2回	令和6年9月4日	・防災面(地震・津波等) ・保育所の現状・課題(施設老朽化) ・県内他市の状況 ・アンケート調査項目の選定
第3回	令和6年11月28日	・現状把握(第3期子ども・子育て支援事業計画案より) ・アンケート調査結果
第4回	令和7年1月30日	・適正規模について ・適正配置について ・報告書(案)の構成について
第5回	令和7年3月25日	・報告書(案)最終確認

本市の保育所につきまして、児童数の減少、保育士の不足、施設の老朽化や複数の保育所・園が津波浸水想定区域内に立地することなどの現状から、市長から委嘱を受け、「子どもたちが安心して成長できる」「子どもたちにとって望ましい」保育環境を整備するため、保育所の適正規模や適正配置等を検討してきました。

(2) 保育所として望ましいあり方

●国の「保育所保育指針」に基づいて教育・保育を実施しています

保育所は、国が示す「保育所保育指針」に基づいて教育・保育を行っています。この指針には、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、運営に関する事項について定められています。全国の保育所においては、この保育所保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施することになります。

平成29年3月に改定された保育所保育指針では、幼児期に育てたい力として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。



●保・小・中・高を通して、目標や「めざす子ども像」に向けて取り組みを行っています

本市においては、児童生徒の健全な育成のために、家庭や地域社会と協力し、一貫した望ましい学びづくりに取り組むとともに、子どもの発達、学びの連続性を踏まえた円滑な接続に向け、保育所・小学校・中学校・高等学校が連携した取り組みを行っています。これらの連携した取り組みを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を含んだ連携カリキュラムとして、めざす子ども像（◇自らを律し、正しく判断し行動する、◇自分や仲間を大切にし、人とつながり協働する、◇夢の実現に向けて粘り強く挑戦する）を掲げ、知（まなび）・徳（こころ）・体（からだ）のバランスのとれた生きる力を養うよう、各年代における関係機関が協力して次世代の安芸市を背負って立つ人材育成に努めています。

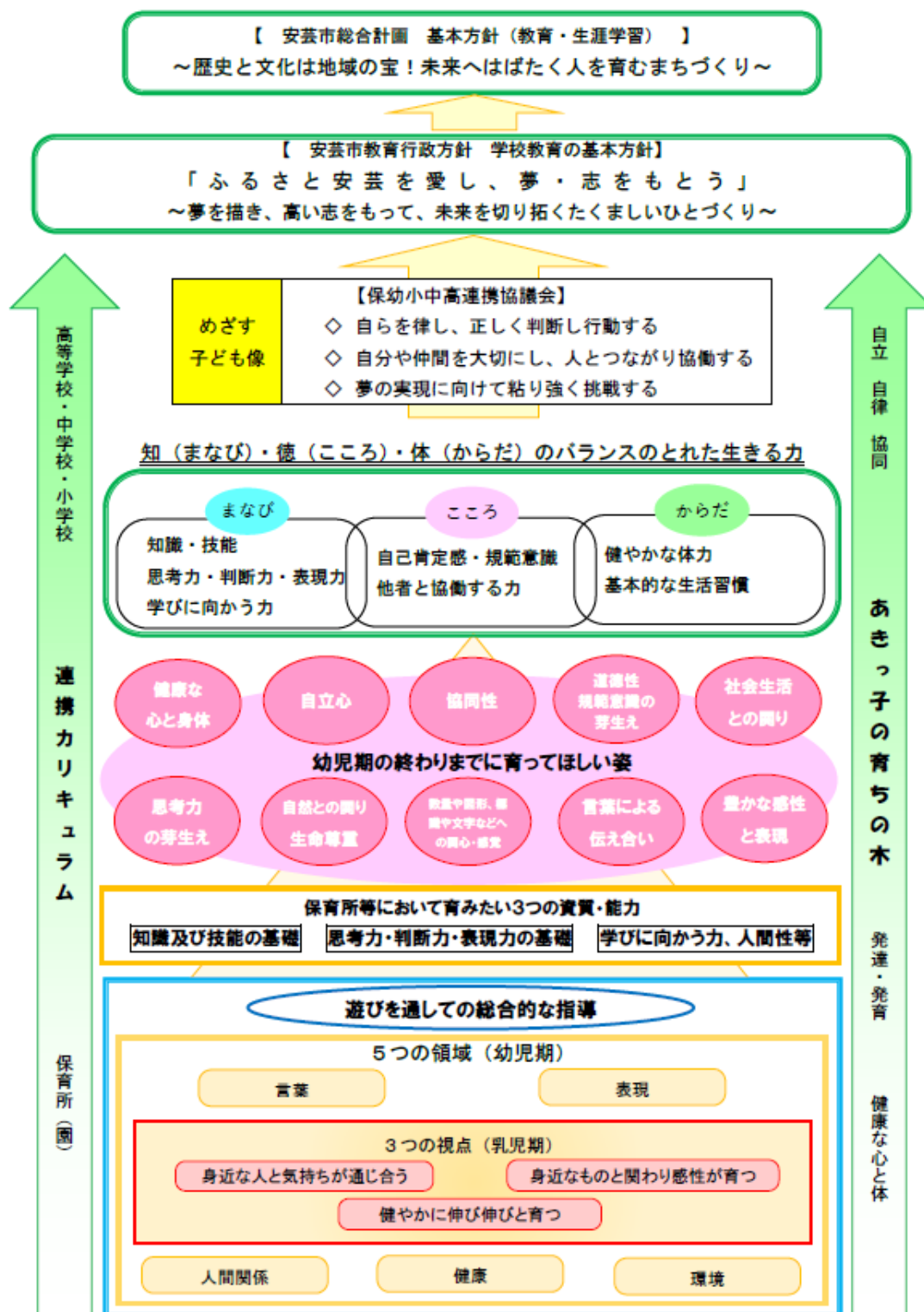
保育所保育は、小学校へつながる活動であり、遊びの中で子どもが発達していくために、10の姿を念頭に置いて捉え、保育を行うことが求められています。この姿を手がかりに保育を充実させるためには、保育士等はもちろん、同年齢、異年齢の子ども同士の関わりが大切です。

低年齢のうち、保育士等による仲立ちのもと、身近にいる子ども同士が比較的少人数で同じ遊びを楽しむという場面が多いですが、日常生活を共に過ごす中で、次第に互いを仲間として認識し合う関係が育まれていきます。

年齢が高くなってくると、クラス全体などの大きな集団で仲間と一緒に取り組む場面も多くなり、互いに協力し役割を分担したりするなど、集団の一員としての立場や他者との関係を経験するようになります。また、個人で行う場合とは違う楽しさや達成感を味わうとともに、思いを伝え合うことの大切さや難しさ、それぞれの多様な個性や考えにも気が付いていくようになります。それぞれが集団の中で受け入れられている安心感を持ちながら友達と関わり合うことで、遊びや活動の展開が豊かなものとなり、そこでの経験はより広がりや深まりを持ち、それぞれの10の姿に結びつく成長につながっていきます。

比較的規模の小さい保育所においては、小規模であることの利点を活かしながら、同年齢だけでなく、異年齢または他保育所との交流等により成長できる機会を設けるよう努めなければなりません。

少子化・核家族化などにより、以前のように子どもが地域の中で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難となってきた中で、今日保育所において保育士等や他の子どもたちと関わる経験は、その子どもの育ちを保障する上で重要なものとなっています。



第3章 移転・統合に向けた保育所の再編について

(1) 適正規模・適正配置について

●適正規模

保育所全体の児童数としては、安芸おひさま保育所と同程度の 135 人程度が適切な規模と考えられる。

各年齢の児童数については、国の職員配置基準を遵守し、各年齢別に保育を行うことができる程度の同年齢の児童数であることが望ましい。

保育所の職員配置基準は、4・5 歳児については児童 25 人に対し 1 人、3 歳児は児童 15 人に対し 1 人、1・2 歳児は児童 6 人に対し 1 人（1 歳児については、早期に児童 5 人に対し 1 人に改正される予定）、0 歳児については 3 人に対し 1 人となっています。4・5 歳児で 25 人程度になるよう、0 歳から 3 歳児まで各年齢で 25 人程度受け入れるとした場合、保育所全体の児童数としては、現在の安芸おひさま保育所の利用定員と同規模になります。

また、今後も少子化は一定進むものと思われるため、さらなる児童数減少も見込んだ上で、子ども同士が十分関わりを持てる程度の人数が必要になってきます。同年齢・異年齢それぞれの活動を充実させるため、各年齢別に保育を行うことができる程度の同年齢の児童数であることが最も適当と考えます。

●適正配置

南海トラフ地震による津波など想定される災害から児童を守る場所（津波浸水想定区域外など）にすべての保育所を移転させなければならない。

適正規模を考慮した保育所数を地域のバランスをみて配置することが望ましい。

保育所の避難訓練については、消防法で義務付けられ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条第 2 項により、月 1 回以上は火災や地震など様々な災害を想定した避難訓練が各保育所で実施されています。また風水害・地震・津波発生時等に、児童や職員の安全確保を最優先に考えて即座に行動できるよう保育所ごとに防災マニュアルが作成されています。

しかし、特に南海トラフ地震については、2025 年 1 月 15 日に政府の地震調査委員会から「マグニチュード 8 から 9 程度が想定される南海トラフ巨大地震の 30 年以内の発生確率は 80%程度」と発表され、発生確率が高く被害も甚大になると想定されています。そういった災害からより確実に児童を守るために取れる対策はすべて取っておかなくてはなりません。訓練を重ねていても、避難の際に想定外のことが起こる可能性はあり、児童の安全を最優先に考え、日ごろから津波浸水想定区域外で保育を行うことが、

最善であると考えます。

配置については、これまで地域と関わりを持ち、地域資源を活用しながら保育活動を行ってきたこと、家庭によっては保育所への送迎距離が大きく変わる可能性があることから、児童数・保育士数を鑑みて、本市にとって最適な保育所数を考慮した上で、地理的なバランスをみながら配置する必要があります。

(2) 保育所再編の方向性について

今後の児童数の推計、保育士数、保育サービス、施設の状況等から適正規模・適正配置を検討した結果、本委員会として以下の内容を今後の本市の保育所再編の方向性として提案します。

- ① 安芸おひさま保育所は、津波浸水想定区域外に立地し、建築年数も浅く、利用定員とほぼ同数の入所があり、保護者からのニーズも高いため現状のまま存続させる。

- ② 伊尾木保育所と穴内保育所については、津波浸水想定区域外の高台で、本市の東西地域に位置しているため、存続させる。

ただし、両保育所とも今後 5 年から 10 年で入所児童数が 10 人程度になることが推計されるため、他保育所等と連携するなどし、より子どもの成長につながる保育内容にするよう努めなければならない。

また、両保育所とも施設の老朽化が著しいため、児童の安全を最優先に適宜整備しなければならない。

- ③ 南海トラフ地震による津波浸水想定区域内に立地する保育所（赤野保育所、土居保育所、川北保育所、矢ノ丸保育園）については、児童の安全を最優先してすべて津波浸水想定区域外へ移転させなければならない。

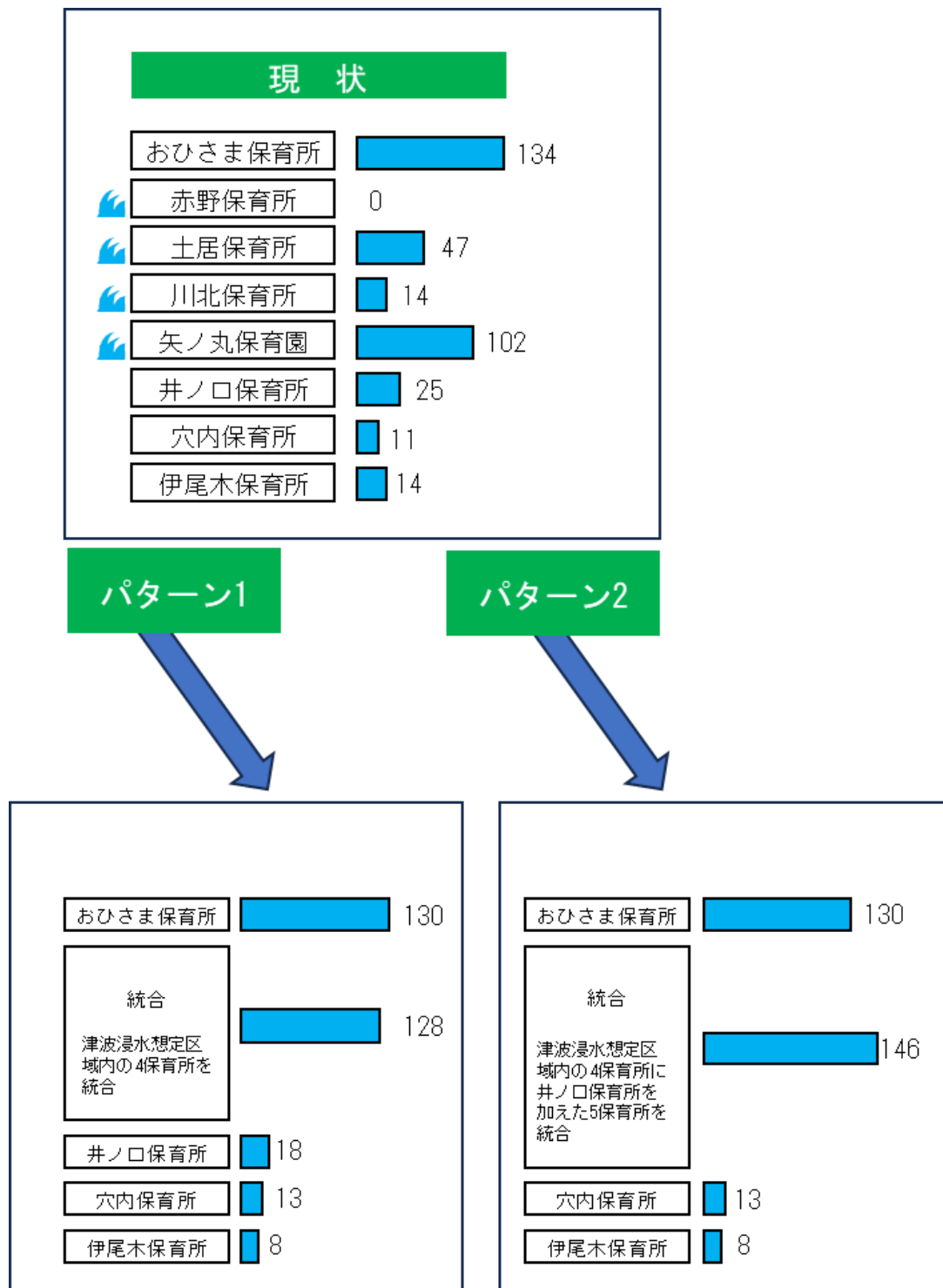
今後の児童数の減少等を考慮して、移転新設する保育所の数は 1 つとし、安芸おひさま保育所と同規模程度の保育所とすることが望ましい。

また、津波浸水想定区域外であり、かつ保護者の送迎負担や他施設との連携を鑑み市街地から離れすぎない場所に建設することが望ましい。

- ④ 井ノ口保育所は、津波浸水想定区域外に立地しているため、当面存続させる。

しかし、今後 5 年から 10 年後には入所児童数が 10 人台になることが推計され、施設の老朽化も著しいことから、新保育所の建設場所が井ノ口保育所から離れすぎず、保護者の送迎負担が著しく増大しない場合は、新保育所の受入定員に井ノ口保育所の児童数も含めて整備し、井ノ口保育所は閉所させる。

イメージ図



※各保育所の数字は、規模の参考のために、3 ページの「(2)-2 入所児童数の推計 (R7～R11)」から、現状は R7、パターン別は R11 の児童数を記載。

(3) 保育所再編についての付帯意見

保育所の移転・統合などの再編にあたっては、次のとおり意見を付します。

●全保育所について

- ① すべての保育所において、11 時間保育が可能となるよう環境を整備し、各保育所の開所時間にかかる保育サービスの違いを解消すること。
また、土曜日 1 日保育・延長保育の実施についても検討すること。
- ② 職員配置については、経過措置を終了させ、令和 6 年 4 月改正の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく職員配置基準に従い職員を配置すること。
- ③ 安芸市の地域性を活かした保育所づくりをすすめるよう検討すること。
- ④ 移転後の旧保育所施設の利活用についても、地域の事情を踏まえた上で十分検討すること。

●新保育所について

- ① 日々の送迎も無理のないよう交通の便が良く、保育活動を十分行うことができる園庭及び行事の際の保護者及び祖父母等の来所も想定した駐車スペースを確保できるような場所に整備すること。
- ② 立地場所によっては、保護者の意向も確認し、送迎バスの整備を検討すること。
- ③ より充実したサービスを提供できる規模の地域子育て支援センター、保育所に隣接した病児・病後児保育等の整備など、保育所としての機能に限らず子育て世帯を多面的にサポートする施設を併設し、本市の子育ての拠点施設として一体的に整備するよう検討すること。

おわりに

本検討委員会は、学識経験者・保護者代表・地域住民代表等の１０名の委員で令和６年６月に組織し、令和７年３月まで、５回の検討委員会を開催してきました。

その間、検討委員会に提示された資料に基づき、各委員が意見を出し合いながら進めて参りました。

議論の中では、子どもたちの安全を最優先に、津波浸水想定区域内にある保育所は移転を一番に考えるべきといった意見や、統廃合にあたっては、質の高い保育サービスの充実が必要といった意見が出され、その結果、今後の児童数の推移や現状を踏まえて保育所再編の方向性を提案として取りまとめました。

最後に、保育所の再編にあたり、将来の保育所の姿を見据えると本検討委員会では移転・新設が前提となりましたが、移転・統合に対しましては、保護者はもちろん地域への協議も十分行い、子どもたちにとって再編後の保育所が望ましい保育環境となり、今般注目されている非認知能力（やる気、忍耐力、自制心、社会性、リーダーシップ、協働性、コミュニケーション力、向社会性（思いやり）など）が養われ、たくましく、しなやかに、将来を担う人材として子どもたちが成長するよう、保育所の在り方についても英知を出し合いながら進んでもらうことを願っています。

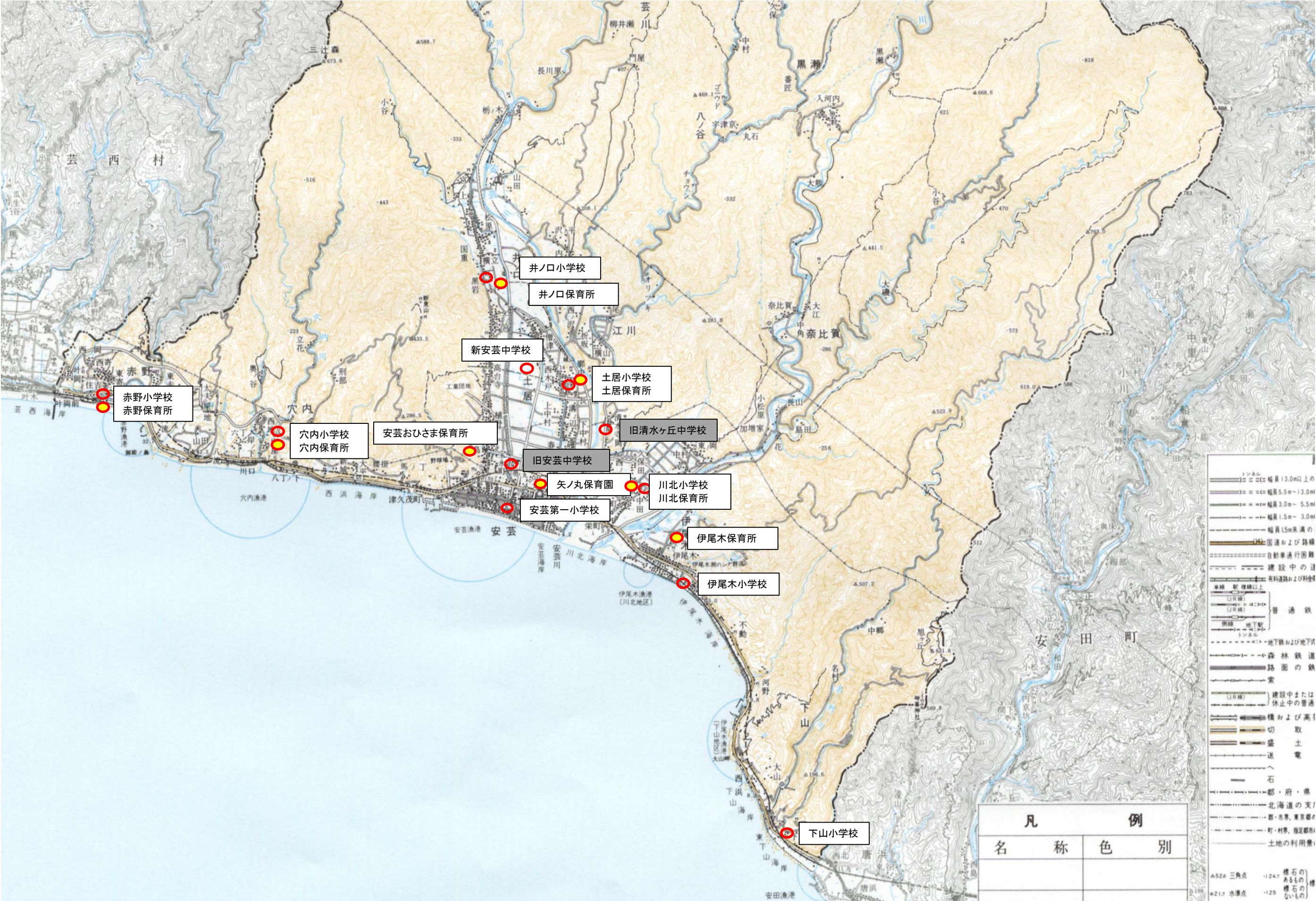
参考資料

資料1 保育所（園）・小中学校の位置図

資料2 安芸市保育所移転統合検討委員会
設置要綱

資料3 安芸市保育所移転統合検討委員会
委員名簿

資料1 保育所(園)・小中学校の位置図



※黄色○は保育所の位置

資料2

安芸市保育所移転統合検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「子ども達が安心して成長できる」「子ども達にとって望ましい」保育教育環境を整備するため保育所の適正場所並びに適正規模等を総合的に調査し、検討する安芸市保育所移転統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 保育所の適正場所に関すること。
- (2) 保育所の適正規模等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討委員会で調査・検討が必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育又は地域に関し専門知識を有する学識者
- (2) 児童の保護者代表
- (3) 地域又は関係団体の代表
- (4) 保育行政関係者

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、令和7年8月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討委員会の検討結果を報告書にまとめ市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

資料2

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日より施行する。

資料3

安芸市保育所移転統合検討委員会委員名簿（令和7年3月現在）

所 属	職 名	氏 名
安芸市保育所保護者会連合会	会長（伊尾木保育所）	小原 朱香
安芸市保育所保護者会連合会	副会長（井ノ口保育所）	福留 奉文
安芸市保育所保護者会連合会	私立園（矢ノ丸保育園）	中川 直明
安芸おひさま保育所	所長	山崎 朋哉
土居保育所	所長	川久保 二美
矢ノ丸保育園	園長	岡本 美紀
主任児童民生委員		横山 公人
安芸市公民館連絡協議会	会長	川竹 正
学識経験者	高知県立大学	宇都宮 千穂
安芸市	副市長	竹部 文一

事務局（福祉事務所）	所長	長野 信之
	こども係長	中川 友紀
	こども係主事	田村 豊和

委員任期：令和6年6月10日～令和7年8月31日